

第1 目的

この要領は、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、有害物質等による汚染時における措置及び汚染防止対策を定めることにより、市内におけるこれらの井戸等について、総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

この要領に基づく対策は、保健所が実施するものとする。

第3 対象施設

この要領において対象とする施設は、次の各号に掲げるもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

ただし、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「建築物衛生法」という。）又は郡山市給水施設等条例（平成8年郡山市条例第55号）の適用を受ける施設、食品衛生法第55条の規定により営業許可を受けた施設及び食品衛生法第57条の規定により営業届出をした施設を除く。

1. 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
2. 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）
3. 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）

第4 衛生確保対策

1) 実態の把握等

- ① 保健所は、飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を、関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。（関係部局が行う地下水等の水質の測定結果等により実態を把握するものとする。）
- ② 保健所は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 保健所は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

保健所は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。

また、保健所は、設置者等が後記②-ア- i) に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目等について情報提供する等、必要な措置を講ずるものとする。

① 飲用井戸等の管理

- ア 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。
- イ 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模貯水槽水道にあっては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。
- ウ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

② 飲用井戸等の検査

- ア 設置者等は、飲用井戸等について定期及び臨時の水質検査を受けること。
 - i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、下記に関する水質検査をいう。
 - 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度
 - トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目
 - ii) 小規模貯水槽水道における定期の水質検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度及び残留塩素の有無に関する水質検査をいう。
 - iii) 臨時の水質検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、水質基準項目のうち必要なものについて臨時に行う水質検査をいう。
- イ 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模貯水槽水道にあっては毎年1回以上行うものとするが、これ以外のものにあっても毎年1回以上行うことが望ましい。
- ウ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、地方公共団体の機関、建築物衛生法第12条の2第1項第4号に規定する飲料水水質検査業の登録を受けた者であって検査能力を有する者又は水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。
- エ 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

③ 汚染が判明した場合の措置

- ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所へ連絡し指示を受けること。
- イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所へ連絡し指示を受けること。

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

保健所は、前記2) 一③一ア又はイにより飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、当該井戸等の飲用中止又は飲用方法についての指導等必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレ

ン等に代表される有機溶剤やP F O S及びP F O Aその他有害物質等による汚染が判明した場合には、関係部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めるものとする。また、当該設置者等に対し水道に加入することを勧めるものとする。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。